

お知らせ

傍聴を ☆日程・会場は、変わることがあります

5月の教育委員会定例会

教育委員会係／5階
☎(3228)8857 FAX(3228)5679
①6日 ②20日 ③27日
いずれも金曜日、午前10時から
①②=区役所5階教育委員会室
③=明和中学校(若宮1-1-18)
☆当日直接会場へ

中野区地域包括支援センター
運営協議会

在宅療養推進係／6階
☎(3228)5609 FAX(3228)8716
2022年度の地域包括支援センター事業について
5月24日(火)午後6時30分から区役所7階会議室
☆事前申込制。5月6日～17日に電話で、在宅療養推進係へ。先着5人

住民税・国民健康保険料
夜間・休日窓口での納付相談は
事前に予約を

毎週火曜日の延長窓口(午後5時～8時)と第3日曜日の休日窓口(午前9時～午後4時)では、住民税と国民健康保険料の納付について相談できます。
窓口の密を避けるため、6月1日からこの窓口での相談は事前に予約が必要になります。5月2日以降、相談を希望する日の1週間前までの平日に、次の予約先へ予約してください。
☆事前予約のない方は、当日の相談ができない場合があります

予約先

住民税
=納税相談係／3階
☎(3228)8924・FAX(3228)5652
国民健康保険料
=滞納整理係／2階
☎(3228)5583・FAX(3228)5655

特定建築物と建築設備等の
定期報告を

建築安全・安心係／9階
☎(3228)8837 FAX(3228)5471
不特定多数の人が利用する一定規模以上の建築物と、防火戸・非常用照明・エレベーターなどの設備は、定期的に調査・点検し、その結果を報告することが義務付けられています。
建築物の所有者や管理者は、一・二級建築士または国土交通大臣が定める有資格者に調査・検査を依頼し、報告書を提出してください。
対象となる建築物などについて詳しくは、建築安全・安心係へお問い合わせを。

5月は赤十字運動の強化月間
赤十字活動資金募集にご協力を

地域自治推進係／5階
☎(3228)8921 FAX(3228)5620
日本赤十字社は、地域の方からいただく活動資金を国内外での災害救護活動など、人道的活動に役立てています。
みなさんのご協力をお願いします。

介護職員研修等の受講費用を
助成します

高齢者支援基盤整備係／6階
☎(3228)5631 FAX(3228)5492
次の研修を昨年4月以降に修了した方で他に研修費用の助成を受けていない場合、区内の介護保険事業所で働いているなどの要件を満たすと受講費用の助成を受けられます。
要件などについて詳しくは、区HPをご覧ください。
対象の研修
・介護職員実務者研修=先着25人、上限12万円
・介護職員初任者研修=先着20人、上限9万円
・生活援助従事者研修=先着1人、上限5万円



介護職員実務者
研修費助成の区HP

固定資産税に係る土地・家屋の
価格などを縦覧中

中野都税事務所(中野4-6-15)
☎(3386)1111
縦覧日時 6月30日までの平日午前8時30分～午後5時
縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
☆縦覧には本人確認書類(代理人の場合は委任状も)が必要。詳しくは、中野都税事務所へお問い合わせを

年金相談をする方は事前予約の
ご利用を

中野年金事務所(中野2-4-25)
☎(3380)6111
年金の請求や見込み額、被保険者記録などについて相談できます。相談する方は次の予約先へ原則、事前予約をしてください。
予約受付専用電話 ☎0570(05)4890
☆ナビダイヤル。平日の午前8時30分～午後5時15分

募集・求人

都営住宅(家族向け・単身者向け
など)入居者

東京都住宅供給公社(JKK東京)都営住宅募集センター
☎0570(010)810(ナビダイヤル)
対象 都内在住で、住宅に困窮している一定の所得基準内の世帯
募集案内・申込書の配布 5月6日～16日に、区民活動センター、区役所1階総合案内、同9階4番窓口、JKK東京都営住宅募集センター及び同窓センターで ☆土・日曜日、夜間は区役所1階夜間・休日窓口で受け取れます
申込み 募集案内に同封の申込書を渋谷郵便局へ郵送
☆所得基準や申込期限などについて詳しくは、募集案内をご覧ください。募集センターのナビダイヤルは、申込書配布期間中の平日午前9時～午後6時に利用可。期間外は、☎(3498)8894へ

「産業交流展」特別出展者
(出展料無料)

産業係／9階
☎(3228)8729 FAX(3228)5656
東京都等が主催する国内最大級の中小企業の展示会「産業交流展」。今年は、10月に会場とオンラインの同時開催を予定しています。
この展示会に特別出展する場合、出展経費の一部の補助を受けられます。
対象 区内中小企業者等(屋号を持つ個人を含む)
応募期間 4月21日～6月3日
☆審査の上、先着30者。応募要件などについて詳しくは、区HPをご覧ください。産業係へお問い合わせを



区HP

来年1月9日(月・祝)開催
「(仮称)二十歳のつどい」実行委員

若者活動支援係／5階
☎(3228)5648 FAX(3228)5659
内容 「(仮称)二十歳のつどい」の企画や案内状等のデザイン、当日の司会など
対象 区内在住・在勤・在学の方。①**実行委員**=平成14年4月2日～同15年4月1日生まれ、②**サポーター**(①とともに企画に携わる)=おおむね18歳～29歳
☆①②とも人数上限はありません。6月中旬以降に第1回実行委員会を開催予定。2回目以降は、委員の都合に合わせて日時を設定
申込み 4月20日～5月20日に電話、☑kenzenikusei@city.tokyo-nakano.lg.jp、ファクスまたは直接、若者活動支援係へ。☑住所、氏名とふりがな、電話番号、メールアドレス



弥生福祉作業所のボランティア

弥生福祉作業所(弥生町4-36-15)
☎(3384)2939 FAX(3384)2896
随時、面接を実施。活動日時・期間は調整できます。
活動内容 封入、シール貼りなどの軽作業の補助
対象 18歳以上の方(高校生を除く)
☆小・中学生、高校生の体験ボランティアは相談を
申込み 電話、☑yayoifukusaku@inagi-masayume.com、ファクスまたは直接、弥生福祉作業所へ。選考で3人。☑住所、氏名とふりがな、電話番号
☆交通費支給なし。継続して活動できる方には昼食を提供

令和4年度の
国民健康保険料率等が決まりました

資格賦課係／2階
☎(3228)5511 FAX(3228)5655

令和4年度の国民健康保険料は、次のとおり算定し、6月に各世帯へ決定通知を郵送します。
支払いは、6月～来年3月の計10回です。

保険料算定の仕組み

国民健康保険料には①基礎分②支援分③介護分(40歳～64歳の方)の3区分があり、それぞれの「均等割額」「所得割額」を算出します。これらの合計額が世帯の年間保険料です。

39歳以下の方、65歳～74歳の方=①②の合計額
☆今年度から、未就学児の均等割額は半額
40歳～64歳の方=①②③の合計額

☆保険料は、前年中の所得を基に算定しています。収入が無い方や収入が少なく確定申告不要の方も、保険料算定のため、住民税の申告を。住民税の申告についての問い合わせは、課税係☎(3228)8913へ

令和4年度国民健康保険料(年額)の算定式

	均等割額 ☆加入者全員に一律に掛かります	所得割額 ☆加入者の前年中の所得に応じて掛かります	1世帯 最高限度額
①基礎分	40,200円／1人	旧ただし書き所得(※)×7.58%	65万円
②支援分	12,300円／1人	旧ただし書き所得(※)×2.36%	20万円
③介護分	17,700円／1人	旧ただし書き所得(※)×2.17%	17万円

※旧ただし書き所得=総所得金額等-基礎控除43万円